



浅口市第3次障害者計画 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 【概要版】



1 計画策定の目的

障害のあるすべての人が地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会を実現するために、本市における障害福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として本計画を策定します。

2 計画の期間

- 「第3次障害者計画」の計画期間は、2018(平成30)年度から2023(平成35)年度までの6年間とします。
- 「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間は、国の方針で2018(平成30)年度から2020(平成32)年度の3年間です。

3 計画の将来像と基本目標

快適・安心・思いやり みんなが生きいき暮らすまち

基本目標

- I 快適・安心のまちづくり
- II 思いやりのまちづくり
- III 生きいき暮らすまちづくり



4 施策の体系

【将来像】

快適・安心・思いやり
みんなが生きいき暮らすまち

【基本目標】

I 快適・安心のまちづくり

II 思いやりのまちづくり

III 生きいき暮らすまちづくり

【基本施策】

- 1. 生活支援
 - (1) 相談・情報提供の充実
 - (2) 在宅サービスの充実
 - (3) 外出・移動支援の充実
 - (4) コミュニケーションの支援
 - (5) 経済的支援の推進
- 2. 保健・医療
 - (1) 疾病の予防・早期発見の推進
 - (2) 医療・リハビリテーションの充実
- 3. 生活環境
 - (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 住環境の整備
 - (3) 防災・防犯体制の整備

- 1. 理解・交流
 - (1) 啓発・広報の推進
 - (2) 福祉教育の推進
 - (3) 交流活動の推進
- 2. 地域福祉
 - (1) 地域ぐるみの福祉活動の推進
 - (2) ボランティア活動の推進
 - (3) 虐待防止
 - (4) 権利擁護の推進
 - (5) 行政サービスにおける合理的配慮

- 1. 教育・育成
 - (1) 就学前療育・保育の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 放課後対策等の充実
- 2. 雇用・就業
 - (1) 働く場の拡大
 - (2) 総合的な支援施策の推進
- 3. スポーツ・文化活動
 - (1) スポーツ・文化活動等の推進

5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

●成果目標の設定

1. 福祉施設から地域生活への移行

項目	数値	考え方
基準値 (A)	43人	2016(平成28)年度末の施設入所者数
目標値 (B 1)	4人	(A)のうち地域生活移行者数
目標年度入所者数	42人	2020(平成32)年度末時点での施設入所者の見込数
目標値 (B 2)	1人	2020(平成32)年度における (A) からの削減数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 市町村又は圏域ごとの協議の場

項目	数値	考え方
【目標値】 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム	1	圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の 場を設置する。

3. 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
目標値	1か所	2020(平成32)年度末における地域生活支援 拠点の整備箇所数

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
基準値 (A 1)	1人	2015(平成27)年度における一般就労への移 行者数
目標値 (B 1)	2人	2020(平成32)年度における一般就労への移 行者数
基準値 (A 2)	8人	2015(平成27)年度における就労移行者支援 利用者数
目標値 (B 2)	10人	2020(平成32)年度における就労移行者支援 利用者数
就労移行率3割以上の就労移行 支援事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3 割以上の事業所を全体の5割以上とする

(2) 就労定着支援 (2018(平成30)年4月～) による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値	考え方
【目標値】 福祉施設から一般就労への 就労定着率	100	2020(平成32)年度における定着率 (%)

5. 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
児童発達支援センター	1か所	2020(平成32)年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援	体制構築	2020(平成32)年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1か所	2020(平成32)年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
協議の場の設置	設置	2020(平成30)年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

●活動指標の設定

1. 訪問系サービス

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	時間/月	300	300	300
	人/月	30	30	30

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
生活介護	人日/月	1,400	1,400	1,400
	人/月	70	70	70

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	65	65	65
	人/月	3	3	3

(3) 就労移行支援

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
就労移行支援	人日/月	220	220	220
	人/月	11	11	11

(4) 就労継続支援 (A型・B型)

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
就労継続支援 (A型)	人日/月	1,100	1,100	1,100
	人/月	54	54	54
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,120	1,120	1,120
	人/月	50	50	50

(5) 就労定着支援

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
就労定着支援	人	1	2	2

(6) 療養介護

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
療養介護	人/月	10	10	10

(7) 短期入所 (ショートステイ)

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	80	80	80
	人/月	10	10	10

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
自立生活援助	人	1	1	2

(2) 共同生活援助 (グループホーム)

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	31	32	33

(3) 施設入所支援

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
施設入所支援	人/月	44	43	42

4. 相談支援

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
計画相談支援	人/月	35	35	35
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	10	10	10

5. 障害児への支援

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
児童発達支援	人日/月	440	440	440
	人/月	55	55	55
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	390	390	390
	人/月	60	60	60
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター	人	0	0	1
保育所・認定こども園	人	1	1	1
放課後児童クラブ	人	1	1	1



●地域生活支援事業

区分		単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
①相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	3	3	3
	地域自立支援協議会	実施/未実施	実施	実施	実施
	市町村相談支援機能強化事業	実施/未実施	実施	実施	実施
②理解促進研修・啓発事業		実施/未実施	実施	実施	実施
③自発的活動支援事業		実施/未実施	実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業		実施/未実施	実施	実施	実施
⑤成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
⑥意思疎通支援事業		実施の有無	意思疎通支援者派遣実施	意思疎通支援者派遣実施	意思疎通支援者派遣実施
⑦日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	6件/年間	6件/年間	6件/年間
	自立生活支援用具		5件/年間	5件/年間	5件/年間
	在宅療養等支援用具		4件/年間	4件/年間	4件/年間
	情報・意思疎通支援用具		9件/年間	9件/年間	9件/年間
	排せつ管理支援用具		996件/年間	996件/年間	996件/年間
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2件/年間	2件/年間	2件/年間
⑧手話奉仕員養成研修事業		人/年	25	25	25
⑨移動支援事業	時間/月		155	160	165
	人/月		22	23	24
⑩地域活動支援センター事業		人/月	3	3	3
Ⅱ型	か所		1	1	1
Ⅲ型	人/月		40	40	40
	か所		3	3	3

●任意事業

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
日中一時支援事業	人/月	20	20	20
社会参加促進事業 声の広報発行事業	回/年	1	1	1

6 計画の推進のために

1. 地域での推進体制

本計画の推進に当たっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、障害という個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

2. 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する部課及び関係機関等との連携を一層強化するとともに、一体となって計画的な施策を推進します。

3. 計画の評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況及び成果を点検・評価した上で（Check）、取組の改善・見直しを行う（Action）、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、策定委員会等にて行います。

また、国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しの際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

▼PDCAサイクルのイメージ

